

令和 6年 3月 27日

郡市区等医師会 御中

大阪府医師会
(公印省略)

「事業場における治療と仕事の両立支援のためのガイドライン」
様式例の追加等について

平素より産業保健活動の推進に格別のご理解、ご協力を賜り厚く御礼申し上げます。

標記につきまして、別添のとおり、厚生労働省労働基準局安全衛生部労働衛生課長より、日本医師会宛に、その周知について協力依頼がありました。

治療と仕事の両立支援対策については、平成 28 年 2 月 23 日付け基発 0223 第 5 号、健発 0223 第 3 号、職発 0223 第 7 号「事業場における治療と職業生活の両立支援のためのガイドラインについて」（日医発第 1102 号（地Ⅱ209）参照）に基づき、事業場における治療と職業生活の両立支援のためのガイドライン（以下「ガイドライン」という）の周知徹底により事業者等の取組の推進が図られています。

これまでガイドラインの参考資料の様式例集においては、勤務先の労務担当者等と共同して勤務情報を記載した書面（勤務情報提供書）を作成し、これを主治医に提出することを前提とした「勤務情報を主治医の提供する際の様式例」、「治療の状況や就業継続の可否等について主治医の意見を求める際の様式例」等が示されておりました。

一方、多くの労働者が疾病診断時等の一般診療の場で直接口頭で主治医に勤務情報を伝えているなどの状況が見られるところであり、労働者が勤務先の労務担当者等に相談する前の一般診療の機会を逃すことなく、労働者の両立支援につなげていく枠組みも必要です。

このため、今般、厚生労働省ではガイドラインを一部改訂し、従前の前者の枠組みに加え、後者の枠組みに利用することを前提とした「労働者が主治医に自ら勤務情報を提供し、かつ、この情報に基づき主治医が就業上の意見等を提示するための様式例（治療と仕事の両立支援連絡カード）」がガイドラインの様式例として追加されました。（※別添参照）

上記の改訂を加えたガイドラインは厚生労働省ウェブサイト

(<https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000115267.html>) に掲載されております。

貴会におかれましても、本通知の趣旨をご理解の上、会員医療機関へご周知賜りますようお願い申し上げます。

● 「事業場における治療と仕事の両立支援のためのガイドライン」様式例の追加等について

https://www.med.or.jp/japanese/members/bunsho/data3/kenko1/2023ken1_2229.pdf

※ユーザー名とパスワードでのログインが必要です。

ユーザー名：会員 ID（日医刊行物送付番号）の 10 桁の数字（半角で入力）です。

宛名シール下部に印刷されている 10 桁の数字です。

パスワード：生年月日の「西暦の下 2 桁、月 2 桁、日 2 桁」を並べた 6 桁の数字です（半角入力）

※事務局：地域医療 1 課 堀田（TEL 06-6763-7012・FAX 06-6766-2875）